

平成22年3月23日

## 交通安全対策特別交付金の交付決定（平成21年度3月期）

平成21年度3月期の交通安全対策特別交付金33,981,998千円について、3月23日交付決定し、各都道府県知事あて通知しました（市町村分については、各都道府県を通じて通知）。

なお、現金交付は3月29日の予定です。

### 連絡先

自治財政局交付税課 吉永理事官

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

# 交通安全対策特別交付金制度の概要

## 1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

## 2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

## 3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
  - ・ 道路標識
  - ・ 横断歩道橋
  - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
  - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

## 4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

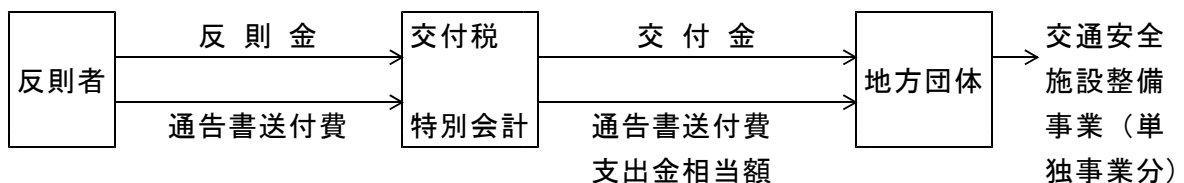
## 5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

## 6 交付時期

年2回(9月及び3月)

## 7 交付総額算定までのフローチャート



平成21年度交通安全対策特別交付金  
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	865	783
2 青森	232	115
3 岩手	256	129
4 宮城	279	309
5 秋田	207	103
6 山形	240	120
7 福島	406	202
8 茨城	520	260
9 栃木	372	186
10 群馬	489	246
11 埼玉	1,058	703
12 千葉	809	533
13 東京	1,889	944
14 神奈川	931	1,114
15 新潟	336	319
16 富山	204	102
17 石川	215	108
18 福井	146	72
19 山梨	169	84
20 長野	414	205
21 岐阜	371	186
22 静岡	625	657
23 愛知	1,130	957
24 三重	324	162
25 滋賀	227	113
26 京都	298	370
27 大阪	1,104	1,087
28 兵庫	835	652
29 奈良	210	103
30 和歌山	181	90
31 鳥取	96	48
32 島根	126	63
33 岡山	326	336
34 広島	389	389
35 山口	248	124
36 徳島	156	78
37 香川	244	122
38 愛媛	263	132
39 高知	135	65
40 福岡	753	843
41 佐賀	202	101
42 長崎	226	113
43 熊本	336	168
44 大分	227	114
45 宮崎	255	127
46 鹿児島	352	175
47 沖縄	196	97
合計	19,873	14,109

\* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。